

令和4年度 第3回港区区政会議 「事前意見内容と区役所の対応・考え方」

番号	部会	担当課	ご意見内容	区役所の対応・考え方
1	全体会	総務課	<p>街路樹管理の管理について質問させていただきたいです。昨年は年末まで剪定されずにイチョウの落葉などが毎日悩ましていました。以前は早期に選定された時もあったかと思いますが剪定の基準はあるのでしょうか？樹木の状態もあるでしょうし順番もあり早期にできないかもしれませんが落葉の清掃を考慮していただければと思います。</p>	<p>港区内のイチョウの剪定について、建設局八幡屋公園事務所へ確認しましたところ、樹木上部の樹形を整えるため、状況に応じて3～5年ごとに剪定を行っております。剪定作業を実施する場合は、秋ごろから順次樹木の剪定作業を行っている状況です。</p> <p>また、街路樹の落葉の清掃については、港区は環境局西部環境事業センターで実施しております。同センターへ確認しましたところ、基本的には月1回、歩道上は人力で、車道は夜間に清掃車で実施しております。落葉等でお困りの際は、同センターへご相談いただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">（環境局西部環境事業センター：06-6552-0901）</p>
2	全体会	総務課	<p>港区政会議の組織下には、地域支援調整チームの3専門部会が位置付けられていると理解しています。</p> <p>そして、障がい者専門部会とはほぼ同じ位置づけの障がい者地域自立支援協議会が定期的に開催されており、その中で委員長が選任されています。この委員長の任期につきましては、1期2年ですが、再任についての制限はありません。</p> <p>区政会議の運営の規定では、委員の任期が1期2年、継続しての任期は2期までとされています。</p> <p>私は、現在港区障がい者地域自立支援協議会の委員長に選任していただいておりますが、区政会議委員としての2期の任期が終わったため、現在は関係者という位置づけで、福祉部会のみに参加させていただいております。関係者の立場では、全体会には参加できないことになっており、港区障がい者地域自立支援協議会からは、委員長の職務代行者に選任されている、港区障がい者基幹相談支援センターの担当者が、防災・防犯部会と全体会に参加させていただいております。</p> <p>個人の立場での区政会議に参加しているわけではなく、あくまでも会議体の代表者としての区政会議の参加について、任期に対する制限が必要なのか、会議の構成人数を少なくするためという目的は理解しますが、関係者という位置づけがあいまいで、発言に躊躇してしまうこと、全体会への参加機会が得られず、障がいの領域での発信が充分にはしにくいという状況を懸念しています。この点、ご検討をお願いしたいと考えます。</p>	<p>区政会議は、地域の状況に応じた運営することを基本としつつも、その適切な運営を図る観点から、全市的な統一基準を規範化することとして、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」を定め、同条例第4条第4項及び第5項において、委員の任期は2年とし、また、連続して3回以上選定されることができないこととなっております。</p> <p>区政会議に区民の皆様等の多様な意見を反映させる観点から、委員としての期間と再選定の回数の制限を設けており、その多様な意見を反映させるためには期間が長期にわたることは避けるべきであることや、地方自治法による地域協議会の構成員の任期の上限が4年とされていること等にかんがみ、連続して3回以上選定されることができないとするものです。</p> <p>また、これまで区政会議委員の経験をお持ちの方でも、<u>1期分期間を空ければ、再び、2回まで連続して選定されることが可能</u>であり、これは、同じ方が長期にわたって委員を続けることで、多様な意見の反映や、住民自治の貴重な担い手の発掘に問題が生じる点と、地域の有能な方には区政会議においてもなるべく積極的に活躍いただきたいという点の双方が考慮・調整された規定となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>なお、関係者については任期はございませんので、今後とも専門的見地から忌憚のないご意見をよろしく願います。</p> <p>各部会でいただきましたご意見については、全体会で報告し発言の場を設け、また、各部会・全体会の議事録についても引き続き区ホームページで公表してまいります。</p>

令和4年度 第3回港区区政会議 「事前意見内容と区役所の対応・考え方」

番号	部会	担当課	ご意見内容	区役所の対応・考え方
3	防災・防犯部会	協働まちづくり推進課	<p>港区だけの問題ではないと思いますが、まちづくりビジョン P7「3まちの安全・安心」に、「これまで、津波を伴う海溝型地震への対策を進めてきましたが、なお一層の対策の強化が必要です。」とありますが、具体的にどのような対策をしているのでしょうか。</p>	<p>主な取組としては次のとおりです。</p> <p>① 地域の防災活動の支援 全地域の地域活動協議会（自主防災組織）が策定した「地区防災計画」に基づく地域主体の防災学習会や防災訓練などの取組を支援し、自主防災力を強化しています。</p> <p>②津波からの逃げ遅れの防止に向けた取組 ・港区全体では、津波避難ビルは、避難を必要とする区民全員を受入れることが可能な収容人数を確保できています。しかしながら、地域活動協議会ごと（小学校区単位）の地域では偏りもあり、不足している地域もあることから、地域間の連携を促進しています。 また、平日、休日等の時間帯別の充足状況を分析、検証し、不足が明らかになった地域内における津波避難施設の確保を優先課題として捉え、関係局等と調整を図っています。</p> <p>・災害時に自力で避難が困難な方で個人情報の関係者間での共有に同意いただけた方を対象に「見守りマッピング」及び「個別避難計画」の策定を自主防災組織と日頃の見守り活動を行っている方々と連携しながら取組んでいます。</p> <p>③防災意識の普及啓発 ハザードマップの配布による津波の被害想定のお知らせや区広報紙の防災特集号を毎年発行して防災に関する基本情報に加え、「港区防災マップ」として津波避難ビルの場所をお知らせし、避難先を決めることを促す記事を掲載しています。</p> <p>④津波浸水時の区を越えた避難計画（災害時避難所の確保） 津波来襲により災害時避難所が浸水した場合、避難所としての機能確保が困難となり災害時避難所が不足することが想定されるため、津波浸水していない区域に災害時避難所を確保し区を越えて2次避難する計画（「津波浸水区域外での災害時避難確保計画」）に基づいた避難が可能となるよう取組を行っています。</p>